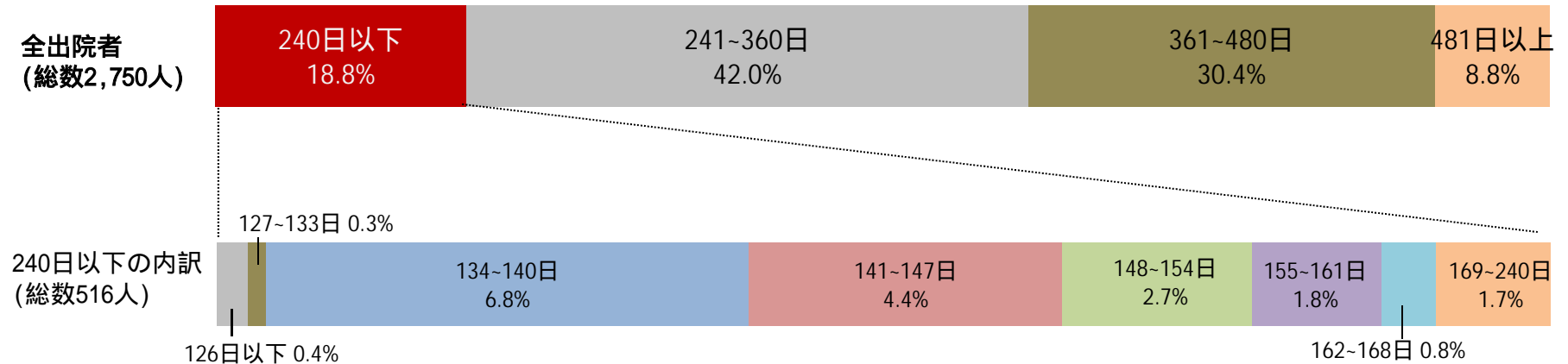


統計資料 2

（出院者の在院期間関係）

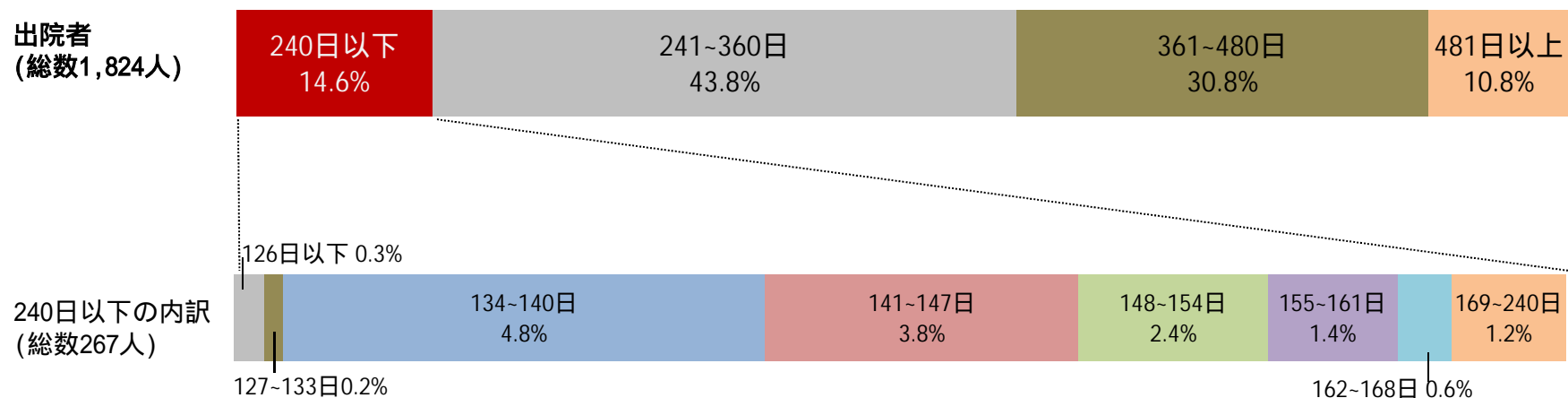
平成28年に出院した者の在院期間



在院期間	240日以下の内訳									小計	241～360日	361～480日	481日以上	総数
	126日以下	127～133日	134～140日	141～147日	148～154日	155～161日	162～168日	169～240日						
人数	12	7	186	121	73	50	21	46	516	1156	837	241	2,750	
構成比	0.4%	0.3%	6.8%	4.4%	2.7%	1.8%	0.8%	1.7%	18.8%	42.0%	30.4%	8.8%	100%	
累計	0.4%	0.7%	7.5%	11.9%	14.5%	16.3%	17.1%	18.8%		60.8%	91.2%	100.0%		

法務省調査による。
 仮退院者が2,743人，退院者が7人である。
 在院期間が240日以下である者は516人であり，うち514人が短期課程対象者である。

平成28年に出院した者の在院期間（出院時18歳以上の者）



在院期間	240日以下の内訳									小計	241~360日	361~480日	481日以上	総数
	126日以下	127~133日	134~140日	141~147日	148~154日	155~161日	162~168日	169~240日						
人数	5	4	87	69	43	26	11	22	267	798	562	197	1,824	
構成比	0.3%	0.2%	4.8%	3.8%	2.4%	1.4%	0.6%	1.2%	14.6%	43.8%	30.8%	10.8%	100%	
累計	0.3%	0.5%	5.3%	9.0%	11.4%	12.8%	13.4%	14.6%		58.4%	89.2%	100.0%		

法務省調査による。
 仮退院者が1,817人，退院者が7人である。
 在院期間が240日以下である者は267人であり，うち266人が短期課程対象者である。

短期の矯正教育課程

短期課程の種類	符号	在院者の類型	基準期間
短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了していない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	20週 (11週)
短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	20週 (11週)

基準期間とは、指導を実施する上で基準となる期間のことであり、基準期間を踏まえ、個々の在院者の教育上の必要性に応じて矯正教育の期間が設定される。

短期課程以外の矯正教育課程の基準期間は、11月又は12月である。

括弧内は、家庭裁判所から「特別短期間」の処遇勧告が付された場合の基準期間である。

短期課程の指定状況

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全新収容者	人数	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563
短期課程が指定された者	人数	828	804	680	564	505
	構成比	23.7%	25.2%	23.7%	20.6%	19.7%

矯正統計年報による。

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
入院時18・19歳の新収容者	人数	1,344	1,206	1,207	1,205	1,217
短期課程が指定された者	人数	253	228	238	204	198
	構成比	18.8%	18.9%	19.7%	16.9%	16.3%

矯正統計年報による。